

豊田市みどりのまちづくり推進事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、豊田市みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成22年8月2日施行。以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(既存集落)

第2 要綱第2条及び第4条第1項の市街化調整区域内の既存集落とは、次のいずれかに該当する地区をいう。

- (1) 概ね50戸以上の建築物が連たんしている地区
- (2) 市街化区域又は前号の地区から概ね500メートルの範囲に該当する地区。ただし、市街化区域又は前号の地区との間に大規模な河川、道路等が存在し、一連の区域と判断しがたい場合にあっては、その都度市長が判断するものとする。
- (3) その他市長が既存集落に該当すると認めた地区

第3 削除

(予算等)

第4 要綱第6条第2項の予算とは、豊田市みどりのまちづくり推進事業補助金（以下「豊田市補助金」という。）に係る予算及びあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金（以下「愛知県交付金」という。）に係る予算をいう。

- 2 緑化面積が合計で50平方メートル未満の緑化事業の場合は、補助金の全てを豊田市の予算において交付する。
- 3 緑化面積が合計で50平方メートル以上の緑化事業の場合は、補助事業費の10分の5を愛知県交付金の対象事業費とし、都心中心部の敷地等において別表第2に定める緑化事業を行う場合は補助事業費の10分の1を、グリーンプロムナードに接する敷地等において別表第3に定める緑化事業を行う場合は補助事業費の10分の4を豊田市補助金の対象事業費として補助金を算出し、それぞれの予算において当該補助金を交付する。
- 4 前項の場合において、愛知県交付金による補助金の交付が見込めないときは、補助金の全てを豊田市の予算において交付する。ただし、市街化区域内の敷地等（都心中心部の敷地等及びグリーンプロムナードに接する敷地等を除く。）及び市街化調整区域内の既存集落に存在する敷地等において別表第1に定める緑化事業を行う場合は、この限りでない。
- 5 市街化区域内の敷地等（都心中心部の敷地等及びグリーンプロムナードに接する敷地等を除く。）及び市街化調整区域内の既存集落に存在する敷地等において別表第1に定める緑化事業を行う場合において、愛知県交付金による補助金の交付が見込めないときは、予算の範囲を超過したものとみなし、要綱第6条第2項の規定を適用する。

(補助金の交付の可否)

第5 市長は、要綱第7条第1項の規定による審査を行う場合において、敷地等が都

市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する都市施設として都市計画決定されているときは、その都市施設の性質及びその都市施設に係る事業の進捗状況等を十分考慮した上で、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

（状況確認）

第6 要綱第16条第1項の規定による状況確認は、次のいずれかの場合に行うものとする。

- （1）緑化施設の管理状態が劣悪で、近隣住民等から苦情等があったとき。
- （2）その他市長が状況確認を必要と認めたとき。

（状況確認の条件等）

第7 要綱第16条第2項の市長が前項の目的を達成するために必要と認めるときとは、次のいずれかの場合をいう。

- （1）みどりのまちづくり推進事業補助金交付額確定通知書（以下「確定通知書」という。）を交付した年度から5年が経過した年度の年度末が到来したとき。
- （2）補助金の申請時に、評価項目の「公開性」の優良な緑化の要件において「3 緑化施設の状況を、自身のホームページ等で公開できること」を選択したにもかかわらず、確定通知書を交付した年度から5年を経過する年度の年度末までの間に、適正な公開がなされていないとき。
- （3）要綱第15条に規定する健全な育成及び管理が遵守されていない可能性があるとして認められるとき。

（補助金の返還額）

第8 要綱第17条に規定する既に交付した補助金の全部又は一部の返還の命令に係る返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）要綱第17条第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に該当する場合 交付した補助金の全部
- （2）要綱第17条第3号に該当する場合 破壊し、又は転用した面積を当初申請した緑化面積で除し、これに交付した補助金額を乗じた額
- （3）要綱第17条第6号に該当する場合 瑕疵があると認められる面積を当初申請した緑化面積で除し、これに交付した補助金額を乗じた額

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長は、補助金の返還を求めないことができる。

- （1）公共事業に起因して緑化施設を除却するとき。
- （2）風水害等の本人の責めに帰さない事由により緑化施設が消失したとき。ただし、当該緑化施設が復旧可能な状態にある場合で、申請者がその復旧を確約しないときは、この限りでない。

（著しい瑕疵）

第9 要綱第17条第6号の著しい瑕疵があると認められるときとは、次に掲げる状態にある場合をいう。ただし、申請者が、遅滞なく当該状態を改善する旨を確約した場合は、この限りでない。

- (1) 緑化施設に植栽されている樹木が、植栽した際の本数の30パーセント以上枯損しているとき又は植えられている草本類が、植えた際の面積の30パーセント以上枯損しているとき。
 - (2) 緑化施設内に雑草等が繁茂し、周辺の景観を著しく損なっていると認められるとき。
 - (3) 害獣虫等が営巣したまま放置されており、近隣住民の生活環境を著しく害していると認められるとき。
 - (4) その他近隣住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼしていると認められるとき。
- (緑化事業の条件)

第10 要綱別表第1から別表第3までの緑化事業に係る条件は、次のとおりとする。

- (1) 屋上緑化については、次のとおりとする。
 - ア 建築物に屋上緑化を行うときは、耐荷重、耐震性等に係る安全性を確認し、事業計画書及び事業実績書に当該確認を行った旨を記載すること。
 - イ 他の緑化事業と併用して行うときは、屋上緑化のみで1平方メートル以上の緑化施設を整備すること。
- (2) 壁面緑化については、次のとおりとする。
 - ア 建築物に壁面緑化を行うときは、耐荷重、耐震性等に係る安全性を確認し、事業計画書及び事業実績書に当該確認を行った旨を記載すること。
 - イ つる性植物を利用するときは、植栽基盤の延長1メートル当たり3株以上を植えること。
 - ウ 他の緑化事業と併用して行うときは、壁面緑化のみで1平方メートル以上の緑化施設を整備すること。
- (3) 空地緑化を他の緑化事業と併用して行うときは、空地緑化のみで1平方メートル以上の緑化施設を整備すること。
- (4) 駐車場緑化については、次のとおりとする。
 - ア 車輪による踏圧部又は区画の全体に対し、芝生保護材等により保護を行い、又は区画全体に耐圧基盤土壌等を使用すること。
 - イ 日照条件、利用形態等に十分配慮した上で配置箇所を決定すること。
 - ウ 身体障がい者用の区画に対しては、緑化を行わないこと。
 - エ 前向駐車及び後退駐車を明確に行い、エンジン熱の影響が想定される箇所については、できる限り緑化を避けること。
- (5) 生垣設置における緑化植物は、健全な常緑低木を基本とし、生垣の延長1メートル当たり2本以上植栽すること。この場合において、樹高は、植栽時点で0.8メートル以上とする。
- (6) 補助対象経費の工事費のうち植栽に係る費用については、樹高4.0m以上の樹木単価は15万円/本、樹高4.0m未満の樹木単価は6万円/本を上限とする。
- (7) 補助対象経費の工事費のうち園路整備に係る費用については、植栽費、植栽基盤費、灌水施設費の合計金額の1/4を上回らない金額を上限とする。

(8) 複数の申請者が交差点から次の交差点までの公道に面している一団の敷地において一括して緑化事業を申請した場合、その合計面積が交付対象面積の最低限度を上回っていれば、交付対象とすることができる。

附 則

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。